

第 4 期
新得町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和 3 年度～令和 7 年度

令和 3 年 4 月
新得町

■目次

1 . 背景	1
2 . 基本的事項	2
(1) 目的	
(2) 計画策定の経緯	
(3) 対象とする範囲	
(4) 対象とする温室効果ガス	
(5) 計画期間	
(6) 計画の位置付け	
3 . 温室効果ガスの排出状況	4
(1) 「温室効果ガス総排出量」	
(2) 温室効果ガスの排出量の増減原因	
4 . 温室効果ガスの排出削減目標	6
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5 . 目標達成に向けた取組	7
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
(3) 関連する取組内容	
6 . 進捗管理体制と進捗状況の公表	9
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

本町においても地球温暖化対策実行計画を策定し、本町の事務・事業による温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を推進していきます。

2. 基本的事項

(1) 目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、本町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 計画策定の経緯

本町では、行政事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等の措置による地球温暖化対策の推進を図るため、平成14年度に新得町地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）を、平成23年度に第2期実行計画、平成28年度に第3期実行計画を策定してきました。第3期実行計画が令和2年度に終了となることから、引き続き第4期実行計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を継続して推進していきます。

(3) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、本町の全ての事務事業とします（ただし、町の職員が直接実施するもので、指定管理者等で行う事務事業は除きます。）。なお、対象範囲の詳細は添付資料を参照してください。

(4) 対象とする温室効果ガス

本町には麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院等が存在しないため、メタン（ CH_4 ）や亜酸化窒素（ N_2O ）等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（ CO_2 ）のみとします。

(5) 計画期間

基準年を令和元年度とし、計画の期間を令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

項目	年度							
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
期間中の事項	基準年度		計画開始				目標年度	
計画期間			→					

図1 計画期間のイメージ

(6) 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、町の上位計画として第8期総合計画（平成28年～令和7年）があります。

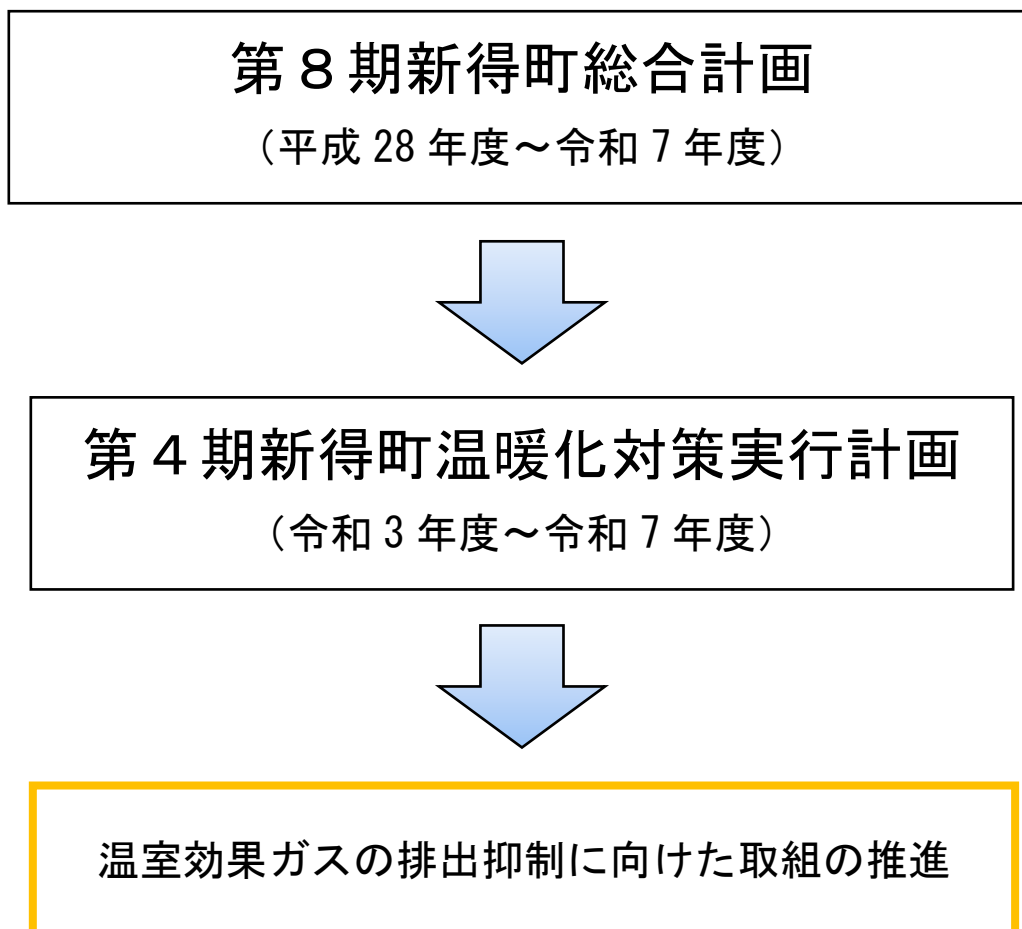


図2 本計画の位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

本町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、令和元年度において4,045,243kg-CO₂となっています。前期実行計画で基準年とした平成26年度実績と比較して、55,495kg-CO₂の増加となりました。

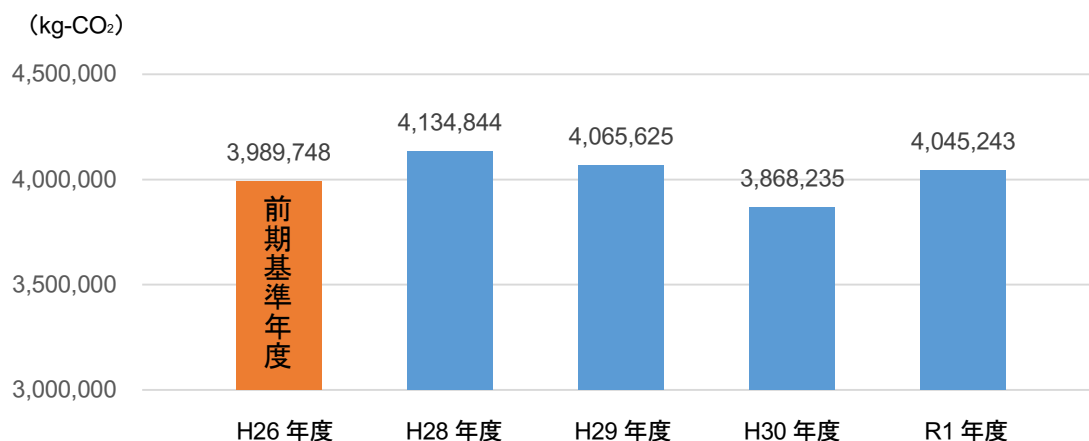


図3 本町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

施設別では、小中学校や給食センター等の学校関連施設が21%を占め、次いで体育施設が16%、廃棄物処理施設が16%となっています。

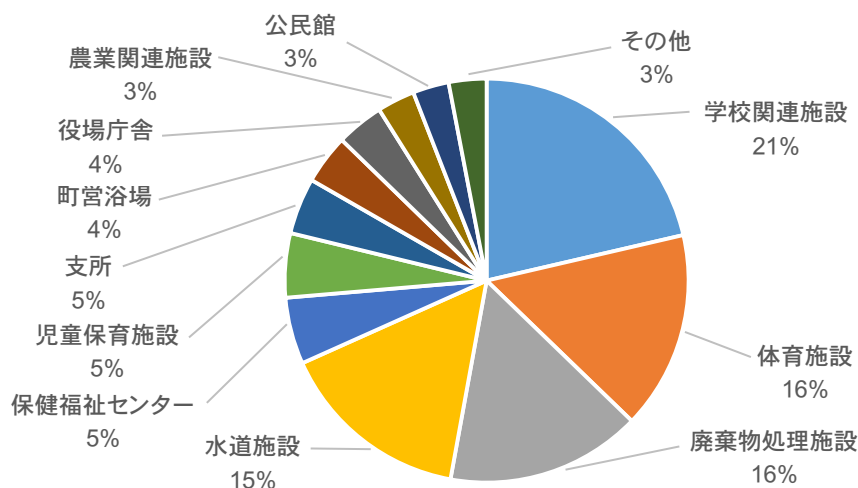


図4 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（令和元年度）

また、エネルギー種別では、電気が全体の50%を占め、次いでA重油24%、灯油14%、軽油10%となっています。

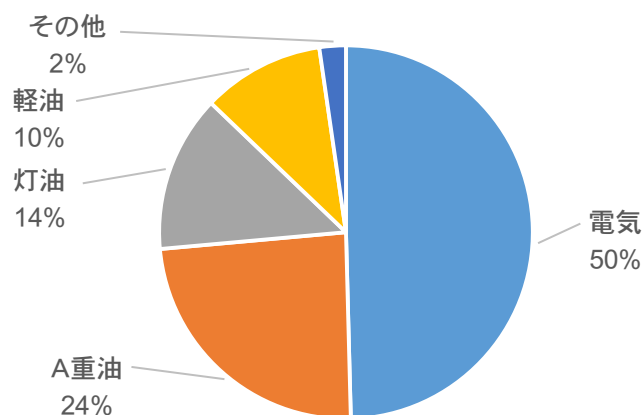


図5 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（令和元年度）

（2）温室効果ガスの排出量の増減要因

本町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

①増加要因

- 台風による災害発生に伴う施設・車両稼働の増加（平成28年度）
- 各施設での燃料使用量の増加

②減少要因

- 屈足保育園における地中熱ヒートポンプ床暖房導入（平成30年度）
- 積雪量の減少に伴う除雪等の減少

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

第8期新得町総合計画を踏まえて、本町の事務・事業に伴う温室効果ガスの削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

第8期新得町総合計画では、令和7年度までに温室効果ガス排出量を3,711,000kg-CO₂以下とすることを目標としています。この目標達成のため、本計画においても令和7年度における温室効果ガス排出量を3,711,000kg-CO₂以下（基準年度（令和元年度）に比べて8.3%）とすることを目標とします。

表1 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（令和元年度）	目標年度（令和7年度）
温室効果ガスの排出量	4,045,243kg-CO ₂	3,711,000kg-CO ₂
削減量	—	334,243kg-CO ₂
削減率	—	8.3%

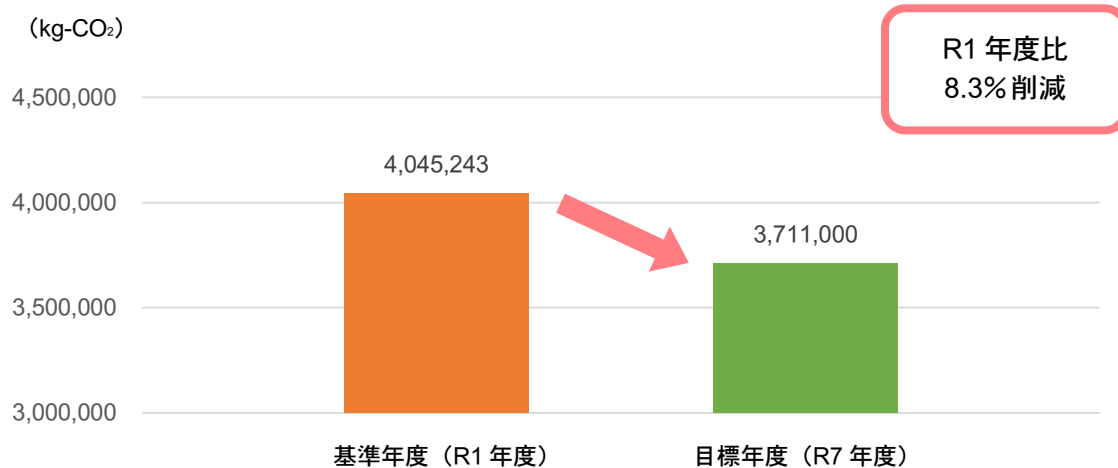


図6 温室効果ガスの削減目標

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

(2) 具体的な取組内容 ～8.3%削減のために取り組む項目

①電気使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、ノー残業デー等の取組みで夜間の残業の削減を図り、照明の点灯時間の削減に努めます。
- ・日頃からOA機器等の電源をこまめに切るように努め、退庁時には身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。
- ・電気製品を購入する際には、省エネタイプを購入します。
- ・インバーター型照明やLED照明器具等の利用促進をします。

②燃料使用量の削減

【施設】

- ・冬期間の事務室や各施設の暖房については、適正な温度管理を行います。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進します。
- ・環境負荷の少ない燃料の導入を検討します。

【公用車】

- ・ふんわりアクセルの実施や急発進・急停止をしない、無駄なアイドリングをしないなど、エコドライブに取り組めます。
- ・公用車の更新には小型車や低燃費車の導入を図るとともに、ハイブリッドカー、電気自動車への移行を検討します。
- ・公用車利用時の相乗りを奨励します。
- ・ノーマイカー（通勤時に自家用車を使用しない取組み）を奨励します。
- ・公用自転車の利用促進をします。

③物品等の新規購入・更新

- ・物品等を実規購入・更新するときは、省エネタイプで環境負荷の少ない物、グリーン購入法適合基準の物の購入に努めます。

【用紙類】

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努めます。
- ・古紙配合率70%以上、白色度70%以下のものをご購入するように努めます。

【事務用品】

- ・詰め替えやリサイクル可能な消耗品の購入に努めます。
- ・環境ラベリング（エコマーク等）対象製品の購入に努めます。

④施設の新築・改築

- ・施設を新築・改築するときは、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努めます。
- ・街灯など常時使用しているものについては、省エネタイプのものに更新していきます。

(3) 関連する取組内容 ～削減目標とは別に取り組む項目

①町有林の整備・保全と利用

- ・豊かな森林資源を適切に管理し、継続的な森林吸収源の確保・拡大を図ります。
- ・未立木地の造林促進事業を実施します。

②水道

- ・日常的に節水を心がけます。
- ・節水型機器の導入を検討します。

③ごみの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図ります。
- ・廃棄物の分別排出を徹底し、資源化・リサイクルを推進します。
- ・使い捨て容器の購入は控え、再利用できるものを積極的に購入します。

④その他

- ・環境保全活動や環境保全に関する研修の参加に努めます。
- ・小中学校へ環境保全に関する情報提供を行います。

⑤町全体の取組

本計画の範囲は役場内の事務・事業についてのみですが、役場のみならず、家庭や事業所へのCO₂削減への取り組みを推進・啓発し、町全体で地球温暖化防止対策に取り組めます。

【家庭への啓発】

- ・広報しんとく等を通じ、家庭で実施できるごみの減量など地球温暖化防止対策につながる取り組みを紹介します。
- ・小型家電リサイクルや古着・古布リサイクル、廃食用油の回収を推進します。
- ・エコドライブ等に関する意識啓発をします。

【事業所への啓発】

- ・広報しんとく等を通じ、事業所におけるごみの減量など地球温暖化防止対策につながる取り組みを紹介します。
- ・CO₂削減に関する事業所向けの情報を随時提供します。
- ・町内商店におけるノーレジ袋とエコバックの推進を図ります。
- ・エコドライブ等に関する意識啓発をします。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

「新得町地球温暖化対策推進委員会」、「地球温暖化対策推進担当者」及び「全職員」が協力し、本計画の着実な推進と進行管理を行います。

①新得町地球温暖化対策推進委員会

町長を委員長、副町長・教育長を副委員長とし、その他課長職を構成員として組織し、計画の策定や見直し、推進及び点検を行います。

②新得町地球温暖化対策推進委員会事務局

事務局を町民課生活環境係に置き、本計画の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

③地球温暖化対策推進担当者

各課及び出先機関に1名以上の「地球温暖化対策推進担当者」を置き、所属内での計画の推進及び進捗状況の把握を行い、事務局と調整し、総合的な推進を図っていきます。

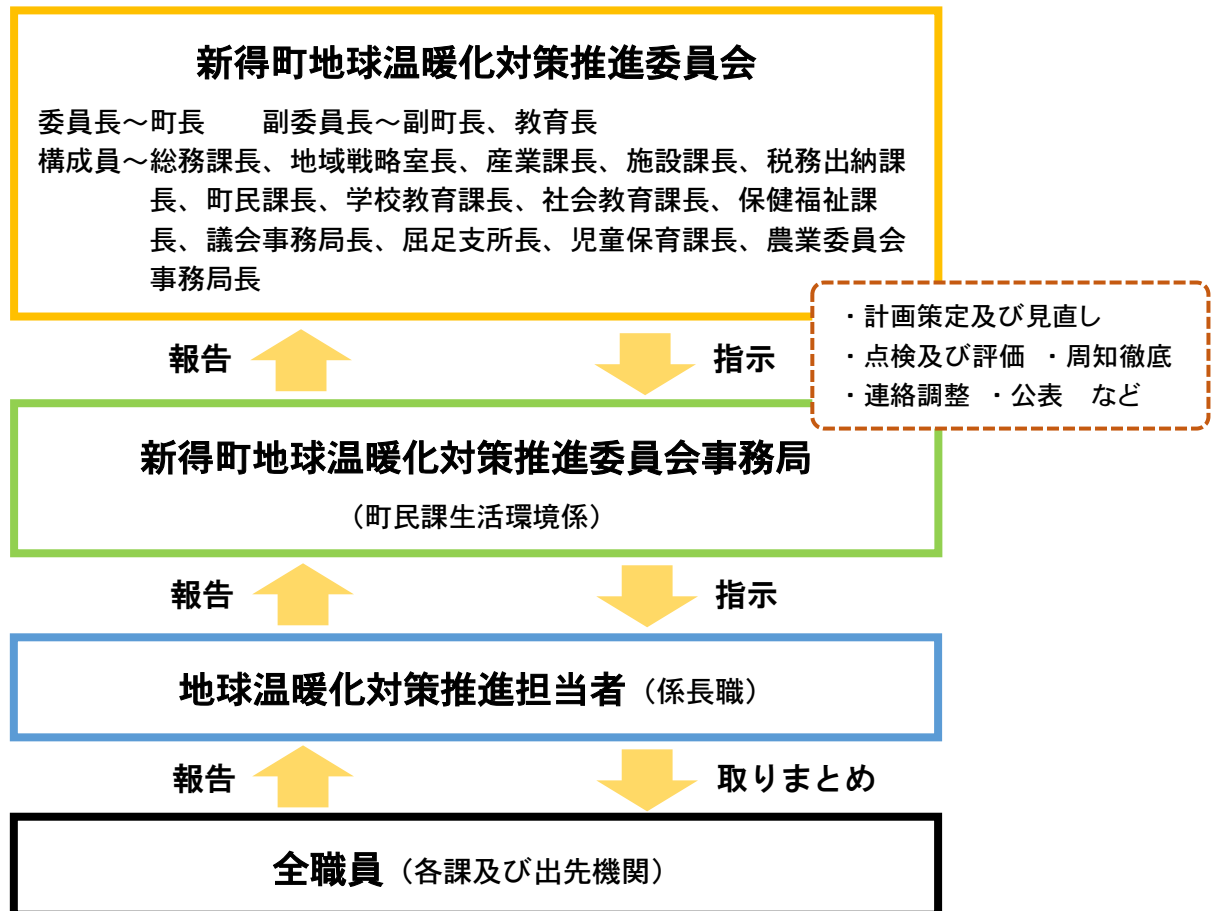


図7 推進体制組織図

(2) 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年を取組に対するPDCAを繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

本計画の進捗状況は、推進担当者が事務局に対して年度毎に報告を行います。事務局はその結果を整理して推進委員会に報告します。推進委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度を取組の方針を決定します。

② 次期計画策定期間までの期間内におけるPDCA

推進委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、次期計画策定期間に見直し要否の検討を行い、必要がある場合には見直した事項を反映させ、次期計画を策定します。

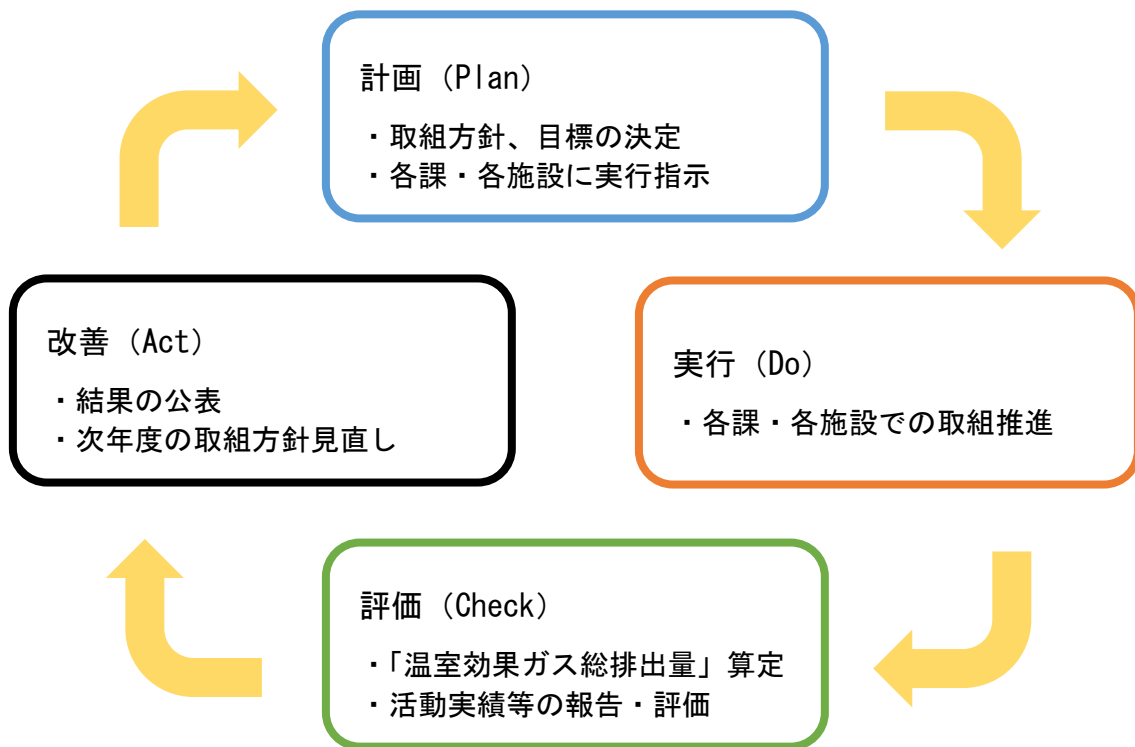


図8 毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、本町の広報誌やホームページ等で公表します。